

令和6年度 第2回
救急医療機関認定検討会
会議録

令和6年11月6日
東京都保健医療局

(開会)

○事務局（江口） お待たせいたしました。それではただいまから令和6年度第2回救急医療機関認定検討会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めます保健医療局医療政策部救急災害医療課長の江口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議とさせていただいておりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また発言のない時にはハウリングを防止するためにマイクはミュートの状態にしてご出席をいただきますようお願いいたします。

続きまして、開会にあたり、はじめに資料の確認をいたします。配布資料は次第に記載をしているとおりでございますが、万が一、あるいは落丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局にお知らせいただければと思います。

続きまして、皆様に新たにご就任いただきました委員のご紹介をさせていただきます。

警視庁交通部交通総務課長、砂田委員でございます。なお、本日ご公務によりまして代理で伊藤様に出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

本日出席の委員の皆様方もご紹介になりますが、こちらは資料3、令和6年度救急医療機関認定検討委員会委員名簿に代えさせていただきます。なお、本日東京都保健医療局多摩小平保健所長、山下委員につきましては、ご公務の都合によりまして、この後14時50分ごろ参加の予定となっております。また、東京消防庁救急部長伊勢村委員、三鷹市健康部長小島委員におかれまして、ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、会議の公開についてお諮りいたします。本検討委員会は、開催要領第9で原則公開となっておりますが、本日の内容につきましても公開という形でよろしいでしょうか？

○三宅座長 異存ありません。

(異議なし)

○事務局（江口） ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。

本日この委員会は、長くても1時間ということになっております。それではこの後、座長の三宅委員に議事の進行をお願いいたします。

○三宅座長 それでは議事に入らせていただきます。

今回検討いただく医療機関は、新規が1件、切替が2件、更新が29件です。まず事務局より関係法令や認定までの流れ、これまでの手続きに関わる経過等について説明していただき、その後、新規の医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局（深瀬） はい。スライド2番目のスライド症例の方からご説明させていただきます。

事前に配布させていただきました。参考資料1救急病院と定める症例を合わせてご覧ください。画面では救急病院と定める症例の抜粋部分を表示しております。

厚生労働省令第1条が救急医療機関の根拠となる部分となります。救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は次の基準に該当する病院または診療所とあります。

こちらの基準につきましては、大きく分けて4つの項目が救急医療機関としての要件となります。1つ目として救急医療について相当の知識及び経験のある医師が常時診療していること。2つ目としてエックス線装置などの救急医療を行うために必要な施設設備を有しているこ

と。3つ目救急隊が傷病者を搬送しやすい場所によって、かつ搬入に適した構造設備であること。4つ目、救急用の専用病床、または有線病床を有することが必要となります。

次に救急医療機関の認定要領となります。こちらは東京都で定める救急医療機関認定事務取扱要領に基づいて行われております。スライドは申し出から認定までのフローです。図の左側のルートですが、医療機関から保健所に申出されますと、保健所によって調査が行われ、救急医療機関の適性を図る見地から総合的な意見を付しまして、申出書は消防機関へ回付されます。それを受けた消防機関は、救急医療の遂行上の調査を行いまして、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方で、図の右側のルートですが、保健所に申し出た医療機関は、地区医師会に申し出た旨を報告し、地区医師会から救急医療機関としての適否について意見をいただきます。その後、東京都医師会に回付され、東京都医師会からも意見をいただき、最終的に保健医療局に送付されます。

このようにして、それぞれ調査書と意見書が保健医療局に提出されまして、本日開催されている検討会の意見を踏まえ、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定することとなります。

簡単ではございますが、関係法令や認定までの流れについては以上となります。続きまして、新規の申し入れがございました1件についてご説明をさせていただきます。

新規申出医療機関の1病院には保健所と保健医療局の担当が実地調査に赴きまして、救急医療機関としての省令に定められた基準を満たしていることを確認しました。新規申出の医療機関についての、管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見はスライドの表のとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者とともに実施調査において基準を満たすことを確認してまいりました。

それでは小平市の医療法人社団晃悠会むさしの病院についてご説明させていただきます。資料2-1と併せてご確認ください。

むさしの病院は、系列として埼玉県のふじみ野病院があり、令和6年2月に開院いたしました。救急医療全般、災害医療、感染症対応、脳神経疾患、循環器疾患、生活習慣病管理など予防医療を得意分野とし、救急医療の充実と発展に努め、地域医療連携を推し進めるとともに災害医療や感染症対策に積極的に取り組むこと等を方針に救急医療に貢献していきたいとのことです。

周辺図ですが、西武国分寺線小川駅から徒歩で2分の場所に位置しております。救急車は病院東側を走る片側2車線の府中街道から敷地内に入ります。救急車の搬入口は、病院北側となります。駐車場に入ってすぐ左手となり、軒の高さも十分で救急車が入口直近まで接着可能となります。次のスライドとなります。

以後は病院の平面図にて説明させていただきます。スライドの赤い矢印が救急動線となります。通路ですが、幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はございません。建物1階には救急処置室、一般撮影室及びCT室があります。いずれもストレッチャーが入る十分なスペースがあります。1階にはほかに検体検査室及び輸血保管庫もございます。救急専用病床は2階、救急優先病床は5階にそれぞれあり、スライド中央部の搬入用エレベーターにて移動をいたします。

続きのスライドとなります。こちら2階の平面図となります。

搬入用のエレベーターは広さ十分となっております。エレベーターをでた2階には救急

専用病床が2室2床ございます。また、手術室も2階にございます。救急優先病床は3階及び4階に2室8床備えております。

続きまして救急医療機関認定検討資料についてご説明の方をさせていただきます。

お手元の資料2-1よりご説明いたします。

2の設備及び施設ですが、こちらはX線装置等、省令に定める設備がすべてあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は132床です。

3の医療従事者ですが、(1)が病院全体の医師看護師数となります。(2)の診療体制ですが、こちらは各時間帯の平均の医療従事者数となります。(3)が救急医療従事スタッフ数ですが、医師、看護師ともに平日は5名、夜間休日は医師2名、看護師2名もしくは3名の体制となっております。

また4にありますとおり、緊急時は必要人数が充足しているため、早期に対応できる状況となります。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、いずれも当直体制となります。

6の協力医療機関は、公立昭和病院、一橋病院、東京都立多摩北部医療センター、佐々総合病院、武蔵野徳洲会病院、東大和病院のいずれも救急告示病院である6病院となります。

新規医療機関についてご説明は以上となります。三宅座長よろしく願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。

今事務局から説明がありました。むさしの病院につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では三宅から一つ、これ、府中街道から左折で入りますよね。平面図はお尻からあの入り口に救急車を着けてるんですけども、どういう風なその救急車の動きになるのでしょうか。

○事務局(深瀬) はい。あの三宅先生のおっしゃるとおりでして、あの府中街道から左折で医療機関の敷地内に入りまして、あの病院北側ですね、敷地がだいぶ広がっております。そこで 転回して、入り口部分にお尻をつけるような形で、接着となります。

○三宅座長 了解いたしました。

委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。それでは今回、新規の申し出がありました。むさしの病院につきましては、救急医療機関として認定することが適当であると確認させていただきました。

次に事務局より切替の申し出があった医療機関2つについて説明をお願いいたします

○事務局(深瀬) 切替の申し出がございました医療機関についてご説明させていただきます。

あらためて切替についてご説明いたします。

切替の対象は大きく2つございます。1つは開設者が変更になった場合、もう1つは移転や全面改築など施設全般に関する変更があった場合となります。

この切替ですが、変更前の医療機関として一旦撤回を出していただき、その後、新規の医療機関として告示してされることから、切替という言葉を使っております。

今回は2医療機関の開設者が変更となったため、切替の対象となっております。切替対象の各医療機関についての管轄する保健所、消防署、地区医師会と医師会からの意見はスライドのとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者と共に実地調査において基準を満たすことを確認してまいりました。

切替対象の1病院目は葛飾区の社会医療法人社団正志会平成立石病院でございます。

資料2-2をあわせてご確認ください。

こちら、旧名称は医療法人社団直和会 平成立石病院ですが、本年8月に開設者変更に伴い法人名が変更となりました。周辺図ですが、病院はスライド中央下部青丸で囲んだところとなります。京成電鉄お花茶屋駅より徒歩11分の場所に位置してございます。病院前西側の道路は国道6号に面しており、救急車搬入口は病院東側約6mの相互通行可能道路に面しており、通行に支障なく救急搬送口の接着が可能となっております。

以後は病院の平面図にてご説明の方させていただきます。救急搬送口を入り右側に救急処置室がございませぬ。検査及び入院が必要な場合は矢印を進みEVへと向かいます。通路及びEVともにストレッチャーで搬送する十分な広さがあります。

次のスライドとなります。スライドは2階の平面図となります。エレベーターを出て赤い矢印を進み、CT一般撮影室へ入ります。廊下も広く動線的にも問題ございませんでした。同フロアには検体検査室等もございませぬ。手術室及び優先病床1室3床は3階にございませぬ。

続きまして救急医療機関認定検討会資料についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2-2よりご説明いたします。

1番の医療機関の内容でございませぬが、名称などは先にお伝えしたとおりであり、標榜科目については、18科目となっております。

2番の設備、施設ですけれども、省令で定めたものはすべて備わっております。病床は203床で、稼働率は85%でした。

3の医療従事者数は、(1)が病院全体の医師・看護師数です。(2)の診療体制が、各時間帯の平均の医療従事者数となり、(3)が救急医療従事スタッフ数です。平日日中は医師2~3名・看護師3名での対応。夜間休日は医師2名、看護師2名での対応です。

4緊急時の動員体制にありますとおり緊急時の人員体制は整っております。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制は、いずれも当直体制となります。

6の協力医療機関は、同じ葛飾区内の亀有病院及びイムス葛飾ハートセンター、荒川区の荒木記念東京リバーサイド病院、北区の花と森の東京病院の4病院となります。また参考までに本医療機関は指定二次医療機関であり、令和5年の救急車の受入れ件数は年間で8,636件でした。

平成立石病院の説明は以上でございませぬ。

続きまして切替対象の2病院目ご説明の方させていただきます。

こちら文京区の東京科学大学病院でございませぬ。資料2-3をあわせてご確認ください。新棟であるC棟の完成に合わせ2023年10月1日に救急部門が移転。C棟は急性期医療提供機能の強化・充実を目的として構想され、ERセンター、手術室、ICU-HCU、材料部、医療情報部などが集まり病院の機能を強化したものです。地下1階に救命救急センター(手術室・重症処置室など全10室)、ER処置室。3階にER-ICU(救命救急集中治療室)、ER-HCU(救命救急高度集中治療室)など全30床が配置されております。

こちら、本年10月に開設者変更に伴い法人名および名称が東京医科歯科大学病院から国立

大学法人東京科学大学病院に変更となりました。

周辺図ですが、JR御茶ノ水駅から徒歩で3分の場所にあります。救急車は病院南側に走る外堀通りから北に入ります。新棟であるC棟を右手に北に直進すると救急搬入口へ到着できません。道路上の救急車専用表示および救急車入口の表示もわかりやすく、搬入口直近に接着でき通行に支障はありません。

次のスライドとなります。以後は病院の平面図にてご説明させていただきます。

救急搬入口を入り赤い矢印を進むと右手に重症処置室が2室あります。またその向かい側にはER手術室があります。

この手術室では、左隣のCT室とつながっており、傷病者の行き来をすることが可能となります。また、同フロアにおいては、スライドの上部に示すようにER処置室が全7室あります。血液検体検査も同フロアで可能となります。

廊下を含めてストレッチャー動線に支障はありません。救急病床へはスライド下部にある搬入用エレベーターを使用します。

なお、このフロアは地下1階に区分されるということです。

次のスライドとなります。

スライドは3階平面図となります。エレベーターはストレッチャーで搬送する十分な広さがあります。病院3階はICUとなっており30床あります。スライドの水色の○がついている部屋が1室2床でそのほかはすべて個室となっております。また、四角いオレンジ色で囲ってある部屋は感染症対応病床となっております。

続きまして救急医療機関認定検討会資料についてご説明させていただきます。

お手元の資料2-3よりご説明いたします。

2番の設備及び施設は、省令に定める設備のうち、括弧内の救急時に使用するものが全てであることを実地調査にて確認しております。一般病床は772床で病床稼働率は88.2%、他に精神病床が41床となっております。なお、救命センターの病床数は30床です。

3(3)の救急医療従事スタッフ数は資料のとおりで医師・看護師いずれも救急専任のスタッフとなっております。

続いて5番です。放射線技師、検査技師ともに当直体制で、内訳については資料のとおりです。6の協力医療機関は、同じ文京区内の東都文京病院の他、千代田区の三楽病院、江東区のあそか病院、深川立川病院の4病院です。

切替対象の2医療機関の説明は以上です。座長よろしく願いいたします。

○三宅座長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました医療機関につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。三宅からいいでしょうか。

あの東京科学大学の救急処置室は小さいのが2つあって、その向かいに大きい手術室兼CT室っていうのがあった。あれはハイブリッドERなんですか。

○事務局(深瀬) 三宅座長のおっしゃるとおりで、ハイブリッドERになります。

○三宅座長 わかりました。ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。

○横田委員 横田ですけど、いいですか。

○三宅座長 どうぞ横田先生。

- 横田委員 すみません。あの1件目の平成立石病院なんですけど、ちょっと聞き逃しちゃったんですけど、変更切替ってというのはどこの部分だったんでしょうか。
- 事務局（深瀬） 開設者のあの変更となりましたのであの今回、あの切替という形で申し出がされている形となります。
- 横田委員 えっとこの資料を見ると、どこのところが変更になるんでしょうか？
- 事務局（深瀬） ありがとうございます。
資料2-2になります。開設者のところが猪口先生の名前が入っているんですけども、あのすみません。こちら事務局の誤植となります。こちら元々が医療法人社団直和会平成立石病院だったんですけども、あの今回から社会医療法人社団正志会理事長猪口正孝様が開設者というような形の変更になります。
- 横田委員 そうですか。いや、なんかあの今までは違ってたんですね。私猪口先生が開設者なのかと思っていたので、わかりました。では違っていたんですね。ありがとうございます。
- 三宅座長 三宅ですけど、開設者が変わったんじゃないかと、名称が変わったんじゃないのですか、これは。
- 小平委員 あの私、ちょっと関係者なんであの事情をご説明しますと平成立石病院というのは、直和会という医療法人だったんですけども、正志会という医療法人も、兄弟のような医療法人なんです。それが合併したもんですから、それで開設者の名前が変わったという、こういう事情で。
- 横田委員 よくわかりました。ありがとうございます。
- 小平委員 すみません。
- 三宅座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

（異議なし）

- 三宅座長 はい、ではこの2つの切替については、救急医療機関として認定することは適当であると確認させていただきます。事務局より更新の申し出があった医療機関について説明をお願いします。
- 事務局（深瀬） それでは更新の29医療機関についてご説明させていただきます。
こちらは数が多いので、概要のみの説明とさせていただきます。
更新の医療機関につきましては3年に一度の更新に伴い、申し出のあった医療機関です。こちら管轄の保健所、消防署が調査を行いまして、全ての医療機関で適当とのご意見をいただいております。また、地区医師会と都医師会の意見につきましても、すべて適当であるという意見をいただいております。
今回申し入れがありました29医療機関中19医療機関で今年度、東京都指定二次の救急医療費間として休日夜間診療事業にご協力いただいているところでございます。簡単ではございますが、更新医療機関のご説明については以上となります。
座長よろしくお願いたします。
- 三宅座長 ありがとうございます。ただいま説明がありました更新29件の申出につきまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いたします。

(異議なし)

○三宅座長 はい、ありがとうございました。それでは今回更新の申し出がありました医療機関につきまして、救急医療機関として認定することが適当であると確認させていただいてよろしいでしょうか。それでは次にその他、事務局の方からお願いいたします。

○事務局（深瀬） 次にその他として報告事項に移らせていただきます。

こちらは令和6年度に入ってから救急告示撤回の申し出のございました医療機関となります。撤回理由につきましては、その備考欄のとおりとなります。

次のスライドとなります。こちらは救急医療機関と一般病床の数の推移となります。平成31年4月1日から令和6年10月1日、こちらは見込みで示させていただいております、これまでの期間でオレンジ色の折れ線が救急医療機関数となります。

また、水色の折れ線が一般病床数となります。事務局からの説明は以上となります。

三宅座長よろしくお願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。本日ご審議いただきました救急医療機関の認定につきましては、令和6年12月1日付で告示を行う予定でございます。最後にご意見等ございませんでしょうか。それでは事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○事務局（深瀬） 三宅座長ありがとうございます。

次回の定例の告示は令和7年8月1日でございます。検討会は令和7年6月下旬頃を予定しておりますので、またご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の委員会の方終了とさせていただきます。

皆様、本日お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

(閉会)